

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月28日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

計画の撤回を求め、この事業には反対です。
問題のない排出事業者等に限り許可をすることですが、
この業者のフェンスなどが本当に必要とされるのか
何を以て信じるのでしょうか。他地域の事件も
にある。結局この時期からフェンスをいつ入るかも
不明で、フェンスの上の部分にのみ正規のゴミを積み、自らの

理由 (必須)

確認等はすりぬけられてしまっているため。

排出業者の(フェンス)の正確性が不明瞭であるとともに
車上での自燃確認、夜間を覆う下敷も全ておこな

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

なりとはいえない。

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (交通安全)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りま。

計画の撤回を求め、この事業には反対です。旧阿波の搬入台数の抑制、通行指導の徹底などを行うことと、反対が認められれば合契約解除をするという事で違反はなされない予定です。事故が起きてから契約解除してもらっても意味ありません。安全な運転は必ず見守る。計画の反対は事故を防止させる。見守る理由 (必須) かもと計画に示さない限り、安全は保たれません。

計画の撤回を求め、計画が撤回された内容がわからない。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 (

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

計画の撤回を求めます。この事業には反対です。オオサカ川
の保護等に最大限の注意とすよう専門家にア
ドバイスを頂いているとのことですが、アドバイスとどう向き
合っているのか明確ではありません。大雨や気候の
変化などでさきほどの環境保持が難しくなると、工事
による土砂等の流入はともかく大被害を及ぼすものと
理由 (必須) 思っています。

工事による土砂等の流入等河川への悪影響を防ぐアドバイ
スが必要である。その為、アドバイスを受ける対応も

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

不明瞭である。

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (権利)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) ・私達の地域住民には「権利」があるはず 飲料水が汚染される可能性のある水と 心配1つから暮らす事になる。 「人格権」を守っていただきたい。	
理由 (必須) 平穏に暮せる権利があります。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (☒ イ ・ ☐ ロ ・ ☐ ハ ・ 不明)

阿波 1204

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
A 6. ①～③ 事業用地が、防災拠点として利用するところから 我々住民は、それと起す行為に反対している。 官民及び、地域住民と話し合の構築に あるが、虫がよすぎます。	
理由 (必須)	
廃棄物のエネルギー研究の開発に は役に立たない。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1205

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)

C. 4.

三重県条例アセスの対象となるような大規模な事業計画に決まっている、と言う事はなんらかの問題が出る事は予測しているように見える。

理由 (必須)

問題がないのであれば生活環境に影響が生いふかそれがある地域を判断する必要があるのでは？

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1206

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (交通新道)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
市道 5087 号の道幅が狭くトラックの出入りが多いと 道が狭くなる。又、大型車は入れないか。どうすりゃいい のかな? 理地も見よ判断かな?	
理由 (必須)	
意見書に見解なし。 「断固反対」、変りなし。	

提出期限: 令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1207

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 日本全国で安定型産業廃棄物処分場における 不適正事業が発生しているのは事実である。 貴社がその事業所での仕事を続けるが、もしそうであつたり、不備があれば、監視体制が甘すぎる	
理由 (必須) ISO 14001 取得しているにもかかわらず、問題を抱えている会社はたくさんある。なければならぬ信用にかける。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1208

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 7 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質・ ☒ 騒音・ ☒ 振動・ ☒ 悪臭・ ☐ 土壌・ ☐ 地盤・ ☐ 生物 ☒ 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 残置森林木も適切に残すとあるが、具体的に分からない。 基準(森林法)によるとのことだが、環境保全につながるのか が不明である。	
理由 (必須) 周囲の生活圏への悪影響がある	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1209

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 水、空気、土等による環境悪化を防ぐには、搬出される焼気物が汚染されていないことが、大前提である。 指定処理場に搬入されてはいけないものを搬入され、その確認を目視だけでは判断はできないと思います。 ① 搬入されない物と仕組がでずないのか。 ② 一度搬入されてしまえば、処理施設でも、完全に処理できない。	
理由 (必須) 搬入されてしまえば、完全な処理ができない。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1210

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> 景観・ <u>その他</u> (交通安全)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) 覆土について、場外からの受け入れの場合、土壌分析を行うとのことだが、建設残土等、タンク単位で搬入した場合は、完全に検査できるのか。事業用地外の「土」とはどのような「土」なのか。汚染された「土」を基準地内として利用されてはこまる。	
理由 (必須) 事業用地外からの「土」は安全が確認できない。 交通量増大による、危険(交通)、環境悪化につながる	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1211

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
「事業に断固反対です」「計画の撤回を求めます」 。埋立工法：セル＆サンドイッチ方式とありますが、中肉覆土は どのような上でどこから運ばれるのか何も記述していません。 覆土すらうたがわしいです。 。埋立業務5年、管理期間内2年で処分場閉鎖完了とありますが、 その後の管理義務はありません。10年、20年後にすべてに関与を 生じます。その時点で遅いのです。この様な負の遺産を残す事は出来 ません。	
理由 (必須)	
意見の中に併せて記載	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1212

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
「事業に断固反対です」「計画の撤回を求めます」 自然環境の破壊に依り生物多様性が損なわれ 豊かな自然が壊れています。 今ある自然を守り安心して住める土地を残す。 そうしないとこの地域の将来はないと思います。 子どもや孫や田舎(実家)があとでいやされるようにしない 残してやりたいと思います	
理由 (必須)	
意見の中に併せて記載	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波

1213

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

水質について

化学物質は、微量であっても、それが長期間にわたって摂取されると
重大な障害を及ぼす可能性がある。産業廃棄物に含まれる化学物質は
安全性が高い為、容易に分解されたり消滅しない。産廃の間を流れて
流れ出る排水の中には、長期間にわたって化学物質が含まれると予想され、
土壌への吸着蓄積は、飛散、畑作と結びに及ぶ問題となる。
一つも安心な材料はない。不安は大きい。

理由 (必須)

意見の中に併せて、記載しています。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (☒ イ ・ ☐ ロ ・ ☐ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
産業廃棄物は、周辺住民の生活を脅かし、危険な事業だと思っています。 身体的・人格権の侵害 (飲料水が汚染される恐れ) 平穏的生存権の侵害 (環境汚染を心配しながら暮らす) 水利権の侵害 (農作物が汚染される恐れ)	
理由 (必須)	
意見の中に併せて記載しています。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (☒ イ ・ ☐ ロ ・ ☐ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 <u>景観</u> その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) 本件事業が実現すれば「地域との共生」そのものであるといえるのではないのでしょうか。とありますが、共生は絶対ありえません。 産業廃棄物最終処分場が出来ると言うだけで風評被害もあり、この地域が一番、つらく、苦くなります。	
理由 (必須) 最終処分場ができて、利益が出るのは、伊賀環境サービス(株)と出資しているデリール社ではないのでしょうか。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1216

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 本件事業によって、服部川の水質が汚染されるおそれはないと考えております。この解答ですが、タンパク質、脂質、炭水化物は自然界で分解されるが、化学物質は、微量であっても、それが長期間にわたって摂取されると、重大な障害をもたらす可能性がある。 産業廃棄物に含まれる化学物質は、安定性が高い為、容易に^分解されたり消滅したりしない。そうした産業の肉を通して放流される排水の中には、長期間にわたって化学物質が含まれると考えられます。 いかがでしょうか。	
理由 (必須) 水源地である服部川がある我が地域の水質の向上を甘くみないでいただきたい。 事業の撤退を求めます。産業廃棄物の最終処分場 断固反対です。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1217

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気 ☐ 水質 ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 悪臭 ☒ 土壌 ☐ 地盤 ☐ 生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 石綿含有廃棄物について「処理マニュアル」を遵守し処理するとありますが、 処理マニュアルについて詳しく説明して下さい。	
理由 (必須) 埋め立てたものが腐散したり、浸透水等に景観があるようなことは想定でき ませんとありますが、何が起るか分からない世の中です。私達が安心 できるように説明して下さい。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1218

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
プラスチック類から溶出する環境ホルモン等について、見解書にありませでしたか。 プラスチック類の埋立は、特に反対です。	
理由 (必須)	プラスチック類は、分解されないからこそ、微細化し、マイクロプラスチックとなり、海洋まで流出する。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1219

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

見解書のAで述べられている社会的意義について
納得できません。

確かに、今のまの廃棄物の排出量を続ければ、
20年ほどで最終処分場はいっぱいになるかもし
れません。しかし、各企業~~が~~が努力され、年々、排
出量は減り、リサイクル率が上がっています。

いずれは、処分場(現存の)が無い社会をめざすべきです。

理由 (必須)

処分場が出来たあとに、いろいろ計画されている
ようですが、処分場の無い社会に向かうためにも、
処分場ではない方法で社会的意義をばねてほしい

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (有害物質の分別)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

各地の~~処理~~市場で起きている汚染事故は、業者の不適~~正~~処理による。見解書で述べられていますが、展開検査での目視の分別は不可能であるとの判例がでています。貴社が、いかに良心的に、また経営~~増~~上、熱心にされるかという問題ではない。

理由 (必須)

法律は完璧ではなく、問題点や不足点を、改正していくものです。そして、判例で、現在の法で定められた検査方法で分別は不可能と書いている。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1221

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りま。	
積立金制度や、土地の管理義務については、見解書で述べられていたが、水処理施設の可動期間については、明記がなかったので、再度、意見を述べます。 事業廃止後も、可動可べきです。	
理由 (必須) 埋められるのか、安定品目ということは、永久に土の中に残るということであり、特にプラスチック類は、微細化し、流出する可能性大です。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波

1222

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (<u>風評</u>)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

見解書にて、風評被害の一因に、住民の反対意見があるような懸念を述べられていたが、現実問題として、自分の家のなりに処分場が有ってほしくない。処分場のそばで穫れた農作物を食べたくないのは人間の本能だ。

理由 (必須)

産業廃棄物の処理場があるというだけで、風評は起きる。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1223

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観 <u>その他</u> (交通)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
国道163号線において、現状でも事故の発生が顕在化していると述べられているが、だからこそ、心配している。 事故で、トラックが横転しても、また、川に落ちて、廃棄物が飛散しない対策をとられたい。 (特にアスベスト)	
理由 (必須)	
いくら安全運転していても、事故は相手がいふことなので、可能性が0にはならない。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1224

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

見解書全体で、法にのっとっているから、
適正であり安全だということが書かれて
いるが、たとえば、完全に適法であっても、
それは、貴社が、~~刑事~~刑事訴追されないという
ことであり、安全を担保する充分条件ではない。

理由 (必須)

法律は、制定された時点で、最低限、これに
けはという事が決められている、その後、社会情勢や
技術の進歩、また問題点の現出などで改正されるもの。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1225

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他(交通)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

搬入路は市道なので、市や警察と協議
と述べられているが、現実問題として、

農作業用の軽トラが停車していたり、コンバインが
移動していたら、こういった対応をされるのか?

理由 (必須)

説明会では、地元優先と言っていた。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1226

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

想定外の大雨時、本事業の施設が耐えられなくとも、上部からくずれてきたら？埋立てるということは、そこに軟弱地盤がでるということでは？

理由 (必須)

土石流となって、廃棄物もろとも ~~流れそう~~ 近くの田舎に被害を与えないか不安

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1227

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
ボーリング調査により、地下水はほとんど無いことがわかったが、水脈は無くとも、土にしみ込んで水は、じわりと低い方へ集まり、やがて、湿地や川へと流入する。 その時に、自然界に存在しない物質がまじれば、水質汚染・土壌汚染となる。	
理由 (必須)	
法で定められた基準とは別に、本来、そこに無い物質がまじれば、それは自然破壊だ。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1228

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (全般)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
見解書 C の 4 に、周辺地域への影響に配慮して、最小限の規模にしたいと述べられているが、今後とも、拡張する可能性は無いと確約できるのか？	
理由 (必須)	
説明会では、可能性は否定できないと言われた。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1229

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

希少動植物の保護についての見解がなかったこと、再度意見を述べます。
事業計画の説明会資料 P27 に、改変区域内に生息するエビネ等の植物を移植・水生昆虫を区域外の湿地へ移設とあるが、新たな場所では生息できるのか、充分に時間をかけて確認してもらえるか？

理由 (必須) 子供たちが、つかまえた昆虫を、つかまえた場所以外で放してはいけないと指導されるのをどう存じかい？
また、植物の移植は季節を違え、定着の確認には、四季を通じて観察しなければならない。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1230

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 自然破壊
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
本事業に、社会的意義があると見解書で述べられているが、人間の経済活動で生じた廃棄物は、人間の生活圏の中で処理すべきで、人間に影響が無い程度であっても、自然界に存在しない物を埋めれば自然破壊になる。	
理由 (必須)	
空気も水も汚れないというなら、町中に処理場を作れば良い。社会的意義も満たされ、自然破壊も無い。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1231

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気)・(水質)・騒音・振動・悪臭・(土壌)・地盤・(生物)・ 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
水質汚染はおこらないと見解書にあっても、 人間がたくく住んでいるところは、人にとって 便利でも、こんなにたくさんの動植物は いない。 人が生きていける水質や土壌・空気でも、 生きられない生物がいっぱいいる、やはり反対 です。	
理由 (必須)	
豊かな自然が、一部でもこわれるのは、許せない	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波

1232

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
再度、計画の撤回を求めています。 私達住民には健康に生活するため一番大切な安全、安心な水を得る権利があります。有害物質が全く混入しないという事は保証されているせん。 化学物質 PHAS の情報を得るほどに不安でいっぱいです。健康への悪影響が指摘されています。 人が生活している所にこの様な絶対反対です！	
理由 (必須)	
産業廃棄物の処理場から川へ拡散される恐れがあります。 現に川沿いにある住民は知らず、年間も水道水と飲んでいました。 血液検査の結果、基準値の 18 倍の PHAS が検出された事。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1233

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (検査)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 再度事業計画へ撤回を求めます。 処理場での展開検査方法でなく「目視」という事は わかりました。これも国が義務付けているとのこと これに加えて「市」では検査キットを使用するとのこと どういった物ですか？ 教えてください。	
理由 (必須) 須藤さんご指摘の通り「目視」では不十分であり、 展開検査が最も重要だと思われかけています。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1234

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名 ()

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (災害)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
再度、計画の撤回を求めます。 火事は発生しないという事ですが、 万一の為に消火器の設置等の対策をとって下さる事を ご希望です。 休日、夜間の無人の場合、消火の連絡をとり ようになっているのでしょうか。 住民が希望しています。	
理由 (必須)	
お申し込みの中で少しでも意見が聞けると、 直ぐに火災の原因の調査等に対する対応はと不安です。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1235

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (検査)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
再度、計画へ撤回をいたします。 展由検査で 化学物質 PMAP の付着した物がある場合、PMAP は臭いもなく色も白く味にもわからないというので、目視でどのように見合せるのでしょうか。	
理由 (必須)	
説明会では、ハナニ社員 3 名程でとありましたが、ハナニの見合せる方法を教えてください。 新業(会社)のハナニ社員がいりません。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1236

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

再度、計画の撤回をおめる。
 盛土の崩落に関して、
 地盤調査にて算出した設計施行可とありすか。
 震度何度まで耐えられるか？
 安全性を確認しているわけでは無いという事は
 担当者では無いのか

理由 (必須)

南海トラフでいつ大きな地震が発生するかはわからない。
 住民の不安感を軽減して欲しい。
 説明会より回答をお返しいたす。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1237

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (各項目)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
再度計画の撤回をお願いする。 災害時後の不具合の確認をする とありす。 その結果を住民に報告出来る。	
理由 (必須)	
周辺に生活する方に必要です。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1238

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (交通)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
再度、計画の撤回を求めます。 交通量が増える事は確実です。 投入車が違反するから交通事故が増えるとは考えていません。 ①市道での出入りの見通しが悪い事で発生の事故 ②農作業者の車の側面 ③国道での積荷の落下	
理由 (必須)	
見解書にある事業者として生ずる最大限の対策とする とはどのような対策ですか。 (事業所の林田からの確認に外れしうと認めるから危険を感じています。)	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1239

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (権利)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 今後、計画の撤回をお願いします。 産業事業者は、私達の権利の侵害に及ぼし、 「平穏な生活の侵害」です。 今、現在、反対運動で平穏な生活は 出来ていません！	
理由 (必須) 毎日、産業から出るゴミの処理が、 健康への不安、交通事故の不安、災害の不安、など考えて 不安な生活をしてます。理解して下さい！	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1240

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (風評被害)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
再度、計画の撤回をお願いします。 風評被害に關し 見解所によ、住民が有害物質のれか 放出され、事理解解しないのか、原因のいつと ありすの納得出来ません。	
理由 (必須)	
説明会、見解書で何一つ 納得出来ていないので、	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波

1241

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (責任者)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
再度、計画の撤回を求めます。 知事場の事業終了後、 5年で終了、その後2年で閉鎖。 この期間内には汚染が広がる可能性があり、 環境に与える可能性があるので閉鎖すべき。	
理由 (必須)	
10年後に健康被害が出る場合、 伊賀環境サービス(株)は解毒剤にしているのでは無いでしょうか？ その場合、責任は誰がとるのでしょうか？被害が出る場合、責任者の 誰が対応するのか？事業所 絶対おかし！	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波

1242

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 計画の撤回を強く求めます。 適正に運営している事業者のほうが多数とありましたが、安定型産業廃棄物最終処分場で不適正処分の事例が複数件ある事じたいがおかしい事だと思います。命と生活を脅かす物が身近にできる事はとても不安です。本当ならばそのような事例は、おたくあてはならないと思います。	
理由 (必須) 不適正処分の事例があり(他の業者)その不安があるなか処分場ができてしまふ事には断固反対です。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1243

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、事業に反対です。 水処理施設を設置すると書かれていますが、 処分場が撤退した後はどうなるのでしょうか？ と、検査をされるのでしょうか？ それとも撤退した後はまた処分場には手を付けずに放置になってしま うのでしょうか？	
理由 (必須) 処分場を作り、撤退した後の水質などがどうなるのか、いまだに不安なため 処分場ができていくことに強く反対します。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1244

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) E5 廃棄物を下す前に車上で目視確認とは、根拠がつかないのだから、 うまっている廃棄物も目視で確認がしかりで済むのでしょうか？ 臭いがある場合、その場で返車とあるが、処理場までの道で臭い 住宅までまてしまう不安がある。	
理由 (必須) 処理場までの対応の前に、通って行く道での臭いなどの対応などありたい 思うので、処理場ができる事に反対です。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1245

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
B12 自分達で情報を集められるようになったからこそ一生住んでゆく場を不安のないようにしたいと思うのは当たり前で、ネガティブな情報が少しでもある処理場を作れば良いとは絶対に思えません。	
理由 (必須)	
この先、処理場ができてしまう事の不安はないため、建設には断固反対です。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1246

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) 固有種「タベラ」がどのような動植物であるか不明な点もありましたが「タベラ」田平子ではないでしょうか。今はほとんど見かけない貴重な植物です。かつては春の七草のひとつとして食べられていた物です。昔からある植物なのに水質の変化などで咲かなくなってしまう事への不安は見解書を見ても十分に拭き除くことはできません。 そのため事業に反対です。	
理由 (必須) しかし知りながら真実に回答を出しているとは思えない。 そのような業者が産業廃棄物処理場もすすめていく事に断固反対です。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1247

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

不法投棄問題の一部を解消し、……環境保全施設と書かれています。貴社はどのような業者が不法投棄を行ない、いかなる物を不法投棄していると考えられているのですか。具体的に教えて戴きたいです。

処分場の建設にはあくまでも反対です。

理由 (必須)

不法投棄をする業者は適正な対応を払う事なく、廃棄物を処分しようとしていいると思えず、安定型処分場のその一部になるとしたら、処分に対して疑念が生ずる為。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1248

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 32ページの9で県の入庫検査指導等が書かれていますが、残念ながら県の指導が及ばず、事業の改善がなされない事業が多いのが現実ではありません。三重県はドローン等を使って上空からの監視云々と言っておりますが、問題のある廃棄物が入ってきて、確認には不十分だと思います。三重県の監視権限がある事、貴社の安全性を証明する材料であるとは考えられません。問題のすり替えではありませんか。 処分場の建設には絶対反対です。 理由 (必須) 最も問題として、廃棄物のほかに、有害物質が含まれること、汚染物質が含まれる懸念があり、破砕されたものの分別は難しい。入庫検査がどうも出来ぬのも私達には判断出来ないので。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1249

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) Eの1の安定型許可品目と管理型許可品目とで分けられます。 と書いてありますが、どのような分けでしょうか。具体的に。	
理由 (必須) 分別に問題がある故に、処分場からの ^水 汚染物質の流出があったり、 有害物質の流出が懸念されている為。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1250

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ 土壌 ・地盤・ 生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます。)

産業廃棄物の処分場の建設に反対です。
太陽光パネルの処分は問題視されつづくと聞きます。
現在半分程度はリサイクルにまわされ、 $\frac{1}{4}$ 程度は焼却処分。
5%弱は破砕されていますが、破砕されたものは産業処分
場に持ち込まれるのかと。又、問題は破砕されたものは
有害物質や汚染された物質や土に混じり分別出来るのかと思います。

理由 (必須)

破砕された物の分別は絶対に出来ないのではなから。リサイ
クルにまわされる物は、その物として分別されるだろうが、その他の物は
一括で破砕にまわされ処分になるのではなからと思われているので。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1251

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
この4で貴社は「周辺地域への環境への影響に配慮し、最小限の規模にさせていた」とご理解...と書いてありますが、説明会において2.5ha未満は環境アセスとの関連は定まらない、今後規模拡大をしないとも公言出来ないと言っておりました。整合性がないですね。 計画地の10倍以上の土地も所有している以上、この建設には絶対反対です。	
理由 (必須)	2.5ha未満の建設をくりかえし、環境アセスも受けて規模拡大の可能性のある計画には反対です。当初計画地の進入路が確保出来なかった為、現在地に変更になった点から規模拡大は必然かと思う。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1252

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・ <u>生物</u> 景観・ <u>その他</u> (二次災害等)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
覆土として 貴社の関連企業の持っている隣接の山から土を搬入 する旨有ると説明会で話していたが、無秩序な伐採と土砂搬出 が周辺山林に与える影響についての懸念がありますので 産業の建設に対しては反対です。	
理由 (必須)	
周辺山林も含めた環境アセスを行ない、きちんとした調査が 行なわれるべきと考えるため。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
悪臭の出る事はないと言っていますが、もし悪臭が発生した場合どのように対処するのですか。具体的に教えて下さい。 悪臭が出ないとは思えないので建設に反対です。	
理由 (必須)	
悪臭が発生する場合、生活環境はいろいろと悪化するため。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1254

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
処分場の建設には反対です。 よだだん川は須原地内にもともホタルの生息が確認されています。 この川の BOD、COD の上昇は避けられず人となっているが、ホタルの絶滅が一番心配されます。一度絶滅したものを復活させる事は不可能です。ホタルは環境指標の最たるものかと思ひます。 環境破壊が懸念される産廃場の建設にはあくとも反対です。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
覆土については 分析するとなっていましたから、どのような分析 でしょうか。明確にして下さい。 覆土については 廃棄物に対する 肉類と同程度の危険性がある のではないかと心配しています。	
理由 (必須)	
建設予定地の問題が 種々とりざたされている現状から、これらの ものが 搬入されないという保障はなく、しかも処分場への汚染土の搬入 さえも許されている以上、注視が必要だと感じます。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1256

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 ☐ 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 反綿含有廃棄物の搬入はあくまでもコンクリートにまぎれておらず、解体現場での破損の状況であったり、運搬時の扱いの状況、又、処理場での扱いが等 不安材料ばかりであり、展開場での検査にも疑問がある為、建設には反対です。	
理由 (必須) 車上で 廃棄物に破損をおこし、どのように判断は出来ないし、荷物の積みおろしの際の飛散等も心配されるので。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1257

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質・騒音・振動・ ☒ 悪臭・ ☒ 土壌・地盤・ ☒ 生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 安定型処分場の建設には反対です。 安定型の処分場の危険性や社会的にも認識され、遮断式もしくは管理型の処理施設の建設が社会一般の動きのため、何故 安定型処分場を造ろうとするのですか。	
理由 (必須) 各地の安定型最終処分場で環境破壊や土壌汚染、裁判がおこなわれており、これは一部の悪質な業者だけの問題ではなく 安定型自体の危険性に起因していると思うから。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1258

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭 (土壌)・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
埋立地内の雨水の内、集水管に入り浸透水溜池に入る 水は 何%と考えておられるのですか、数値を示して下さい。 私は、処分場建設に反対です。	
理由 (必須)	
埋立地内の雨水の多くは汚染され、一部は浸透水溜池に流入 するものかもしれませんが、そのほとんどは地下水となって流出するとして 考えられます。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1259

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
処分場の建設には反対です。 ガス抜管は設置するがガスの発生は有りませんと説明をしたが、 廃止基準の (4)、(5) にはガスについての記述があります。 一般的な処分場における規準であって、一部の悪臭が常態に対する 基準ではないでしょうね。	
理由 (必須)	
ガスの発生は有りませんと云う貴社の説明を信用する事で 来ません。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
水源地域に産業廃棄物の最終処分場を作る事には反対です。 水源地域は森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため 適切な造林・保育等の森林整備が求められているはずではないですか。	
理由 (必須)	
埋立て終了後、見せかけだけ森林の様にトリックした所で、その下には 有害物質等があり、汚染された水で満たされた山など誰も望んでいません。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1261

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

生作用水の一部として地下水を常時使っています。
計画地には地下水はありませんの一言で片づけられる事は、
納得出来ません。
建設にはあくまでも反対です。

理由 (必須)

ほとんどの浸透水は処理施設にはゆかず、そのまま地下水として
流出するとして考えられません。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1262

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 (水質・騒音・振動・悪臭・ 土壌 ・地盤・ 生物) 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
建設には反対です。 水質検査の体制が不十分であり、安全であると言われても信じられません。 地下水観測井の設置場所は最下部の最も浸出液が集まり漏れ場所に設置すべきではありませんか。 浸透水についても有害物質に対する検査をすべきだと思います。	
理由 (必須)	
有害物質の流出はないと言う事を前提としての書面内容には、不安材料はありません。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1263

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

処分場の建設には反対です。
 展開検査は省令で規定、数値など有りませんが、排出業者もしくは中間処理業者がしっみりした分別を行わない為に、許可品目以外の搬入が
 多く、問題が有りすぎる為の苦肉の策で省令による展開検査ではないの
 ですか？ 何れにせよ、分別がしっみり出来ていないだろうと言う私達の
 疑問は変わりませんし、展開検査がいかに有効に機能するかも

理由 (必須) 信じられないので、廃棄物の埋立によっても有害物質は
 生じまじると言う貴社の主張は信じられません。
 よって、建設には反対です。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

本来 安定5品目は、その性質が安定しており、環境液による生活環境保全上の支障を生ずるおそれは少ないはずですが、しかし、安定5品目そのものの人体の安全に対する科学的かつ客観的な影響が必ずしも明確になっていない段階です。その他の廃棄物との分別も完全に行われるとも限らないの事実情事から、一般社会において危険の念を拭かれるのも当然のことなのではないか。安定型処分場の維持管理が適正にされることはもちろんですが、

理由 (必須)

処分場のあり方 そのものの見直しも今後の課題といえるでしょう。

今後の見解が有り時、貴社はどのように考えていますか。
私は、処分場の建設にはあくまで反対です。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

新設の安定型

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1265

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)

廃棄物の安全性が保証されるものではないので、建設に反対です。
石のボードの問題も 20 年後に明らかになった様に、現在の建築資材は様々な物質が、様々な形で利用されており、安全と思われていたものが化学変化を起し、有害物質を発生させる危険性が否定出来ず、しかも廃棄場になるとどのようなものが混入するか

理由 (必須)

分かりず、相互に影響し合い、化学変化を起す可能性もあると思うので、建設には反対です。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波

1266

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質 騒音・振動・ ☒ 悪臭・ ☒ 土壌 地盤・ ☒ 生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 24ページに処分場の禁止基準が書かれていますが、このような事象が一般的な処分場において生じると判断されます。 悪臭の発生もガスの発生もないと貴社は言っていますがそれに対しては信じられません。 地中の温度上昇は、化学的な変化がおこる可能性があるからでは有りませんか。建設には絶対反対です。	
理由 (必須) 貴社へ説明と実地の処分場における状況との間には相違が有るのではないかと思わざるを得ないので建設には反対です。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波1267

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 ☒ 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) 私達阿波でくらす者にとって、きれいな水と空気、のどかな山里の風景はかけがえのない財産です。 遊休地を有効活用したいという身勝手な理由だけで、阿波の自然を破壊する権利はないはずです。 建設には 断固反対です。	
理由 (必須) 私達には このきれいな水と空気の中で くらす権利が有るはず。 それを奪われる事は 絶対許せません。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1268

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他 (道路関係)</u>
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
H06 で 行政側には、..... 交通事情の改善を望んでいることをお伝え..... とあります時、私達は望んでいるのは、あの狭い道に大型タンクカーが進入して来て 住民の通交を防げる様な状態、お起さない様、又、道路の破損をひきおこして通交を防げられる様なことにならない様に、産業廃棄物の処分場をつくらない事です。私達を愚弄しているのですか。	
理由 (必須)	
狭い道に大型車が入り込む事により、地味車を排除されない事、大型車の侵入により道路の破損等の懸念がある為。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1269

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

建設には反対です。

服部川は汚染されていないので、動植物の生息には影響なしと断言しています。服部川は汚染されていないという前提そのものに疑問がありますので、動植物への影響は受けられないと思うので、建設には反対です。

理由 (必須)

いわゆる希釈安全論には問題点があると思いますので。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1270

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質 騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

建設にはあくまでも反対です。

希釈安全論は、タンパク質、脂質、炭水化物等自然界で分解されるものに於いては正論かもしれませんが、化学物質については正しいとは思えません。微量であってもそれを長期間にわたって摂取すると重大な障害をもたらす可能性が有ります。産業廃棄物に含まれる化学物質は安定性が高いため、容易に分解されたり消滅しないため

理由 (必須)

産業の周を通って放流される排水の中には長期間にわたって化学物質が含まれる可能性が有ります。食物連鎖による蓄積、土壌への吸着蓄積、植物への吸収。つまり、どのような問題も有ると思うので

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

建設には反対です。

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1271

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
安定型許可項目管理型許可品物といわれておりますが、 年数が経つにつれなんでも劣化していく事だと思うので 反対です	
理由 (必須)	
地下に悪水がしみ込み、流れ出たら人体に 悪影響を及ぼすのではと心配です このほか先のフズク 水質	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1272

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
交通量の増加が国道163号線への安全対策でも 知れません。私道も通らなければ目的地にいか ないと思います。 私道は歩道、車道と別れてありません。 健康の害と知り、奥まで歩いて診療所まで歩 きます。大型車に合ったらと考えるところ	
理由 (必須)	
年令が大きいのでヒョロ付きます。 事故に巻き込まれたらとおもうと、早めとします。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1273

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 8 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (<u>人格権</u>)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます。)	
憲法13条と権利として憲法上の権利として認められている「人格権」は身体的人格権と平穩生活権がある。貴社は法令に基づいて事業をすすめるとして、自分たちは悪くないの一点張りの見解である。判断と行政に丸投げし、何ら地域住民の恐怖、苦しみと理解していない。	
理由 (必須)	
意見の中に併せて記載したが、地域住民の不安と募らざるばかりである。 「産業反対」「絶対反対」	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1274

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気 ☒ 水質 ☒ 騒音 ☒ 振動 ☒ 悪臭 ☒ 土壌 ☒ 地盤 ☒ 生物 ☒ 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 安定型産業廃棄物の中に「ガラスくず」として 太陽光パネルも含まれるようであるが、 鉛・インジウム・セレン、カドミウムなどの有害物質が 含まれている。これらの不審と 不安は山積みであるが、事業者 貴社の責任は いかなるものか。明確にするべきです。	
理由 (必須) 自然環境豊かなこの地を守りたい。 「産廃田圃反対」	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1275

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質・ ☒ 騒音・ ☒ 振動・ ☒ 悪臭・ ☒ 土壌・ ☒ 地盤・ ☒ 生物 ☒ 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 貴社は 安い安全の安定型産業廃棄物 といふが、 過疎化・高齢化のへき地に環境汚染まで 持ち込み、弱い者いじめである。	
理由 (必須) 住民はどやう生活をするのか。 産廃反対！産廃を捨てさせません。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ 口 ・ ハ ・ 不明)

阿波 1276

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気 ☒ 水質 ☒ 騒音 ☒ 振動 ☒ 悪臭 ☒ 土壌 ☒ 地盤 ☒ 生物 ☐ 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 2007 年 9 月 - 日付車の意見書 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終 処分場に係る技術上の基準と定める省令の安定型産業 廃棄物最終処分場の設置に関する条例の改正と行 い、安定型産業廃棄物最終処分場という類型と 廃止し、今後許可されないように求める」としており、 「産業絶対反対」です。	
理由 (必須) 完全に安定型品目とそれ以外と分別することが 困難でこの問題点は何ら解決されていない ため。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1277

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

「林地開発許可を取得するから、現地に自然
破壊が起こる可能性が想定できません。」
の根拠が不明

理由 (必須)

産業建設絶対反対。
憲法 13 条により、安心して暮らす権利がある。
毎日、バラバラビヤビヤの環境では暮らせない。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1278

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
P-33 釜ノ川・川・池の出来るキレイな水源地である。 サンショウウオ天然記念物が生息している。 これらの自然豊かな里山を汚さないでほしい。	
理由 (必須)	
産廃絶対反対! 田圃反対 (F.G.K. は何やージか?)	

提出期限: 令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1279

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 10 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (全て)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

伊賀市水道水源保護条例手続きについて、
飲料水・農業用水の大切な水源となる
服部川を汚染してははい。

理由 (必須)

貴社事業が水道水源保護条例に定める
「規制対象事業場」に認定されていても、川を汚
染/廃場建設は反対です！

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1280

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
P-12 「エコアクション 21」を取得し、健全な事業運営は当然であるが、自然環境破壊、住民生活への不安は消えることはいない。 「完全反対です」	
理由 (必須)	
P-17 水道水源への汚染、伊賀米ブランドへの風評被害で死活問題である。 生活排水処理とあるが、使用済生活排水の処理が問題となっており、信用できない。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波

1281

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (全 7)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) I-3 千葉地裁木更津支部平成17年5月12日判決に利 人格権 飲料水が汚染される恐れ 水利権 農業用水が汚染される恐れ 農作物が 汚染される被害 漁業権 などの権利侵害の恐れがあり、 産業廃棄物建設が差し止められている。	
理由 (必須) 有害物質の混入が不可避で、汚染水が 処分場外に拡散していきながら 「産業建設絶対反対」	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1282

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます。)

I-2
資金力の審査、担保により、事業終了後も
安心安全を保障しているが、独立行政法人
環境再生保全機構のR5年度の残高1310億円
あるとしているが、貴社に向けられるのは最終最悪の
事態の保険のみなものであろうかと思われる。

理由 (必須)

事業終了後、逃げる責任回避は変わらない!
万が一があってもならないし、産廃団体の責任

提出期限: 令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1283

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
計画の撤回を求めます 埋立地を經由した雨水・排水は「浸透水溜池」 「洪水調整池」で受けるとあるが コンクリートで レクリし 自然がこわされ いくの めは ない丸	
理由 (必須)	
自然 ありなす 景観 が こわれ いく	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1284

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 計画の撤回を求めます 産業廃棄物を運ぶのに一日に何台ものトラックが 往來するであろう 阿波の細い道 田に必要な水路 もあり 道がこわされないか	
理由 (必須) 普段は静かな所 車の往來が多くなると騒音が心配	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1285

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
計画の撤回を求めます 安定型産業廃棄物 により 悪臭が発生しないといわれるが 積み重ねし 何年か 日たつと 悪臭が発生するのではないかと	
理由 (必須)	
他所で 通るたび 悪臭 している所があり ここに住む人の苦痛は どのくらいかと思う	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1286

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 2009 年にあちこちに設置された太陽光パネルもあと何年か で劣化され 新しい物へと変えられたい 又 ゴミが 増えます 埋め立て地も広がるのではないうか	
理由 (必須) 埋め立て地が 水の様になつたり 広がったりして 自然が破壊 されてしまいます	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1287

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (交通量)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
④ 1 日あたりの搬入台数の抑制; 違反行為が発覚した場合 ⑤ には契約解除を予定している。ただし、 ⑥ ⑦ について 断固反対!!	
理由 (必須)	台数の問題ではなく、違反が発覚した際の 対応が不十分である。通るべき事態が 発生。断固反対。

提出期限: 令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1288

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
下 ①について 資本関係のない第三者の専門検査機関 の結果を出す。 断固反対!!	
理由 (必須)	判断がつかない場合は、こちらには登録 しない事。断固反対!

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1289

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 14 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名 ()

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます。) (石綿含有) D 4. 最終処分場の処理マニフェストに基づき処分処理 管理を行います。 断固反対!!	
理由 (必須)	取り扱いは事業 事態が 断固反対!!

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1290

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
0. D 2 弊社グループ会社の安定型産業廃棄物 最終処分場の実地では基準値を 超えるような有害物質を含むガス等を発生 させていると見受けられます。 断固反対!!	
理由 (必須)	# 基準とはどこまでなのか不明で、 基準を越えるという事象に 対して断固反対。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1291

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業に反対です。 社会的意義について理解していますが、やはり、後のことが思っています。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (① ・ □ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1292

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
I 維持管理積立金とはどういうものなのか、独立行政法人環境再生保全機構とあわせて詳しく説明してほしい。	
理由 (必須)	
埋立完了後の不安から	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1293

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
E 展開検査場について、どんな施設(建物)になるのか知りたい。 現在稼働中の大津夢の里第2処分場に同じ施設(建物)があるなら写真で示していただければ分かりやすいのですが。	
理由 (必須)	
持ち込まれる埋立ゴミが信用できないため。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波

1294

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
非常に分りにくい見解書です。 見解をA・B・C・・・で分け、見解書として一纏めにするのではなく、 意見→理由→それに対する見解と、それぞれに記述してほしい。	
理由 (必須)	
意見に対して答えているのかどうか解らない。 通り一遍の回答になっているのでは。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (風評被害)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
当該地域は、特A地区伊賀米の一大産地である。大田地域のみにならず、伊賀地域全般にわたる風評被害が懸念される。事業開始が直接、間接的に数多くの影響を受けること必至である。責任ある対応が出来るのか。	
理由 (必須)	
信用を回復するには、かなりの労苦を伴う。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1296

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (事業者の責任範囲)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業用鎖後、管理責任はないとのことであるが、 運営中 ばれなければ何とでも良いとのことになる。 いかにも無責任であり、断じて許可出来ない。 仮に運営となれば、住民による定期及び抜き打ちに よる検査・監視が必要。 罰則	
理由 (必須)	
業者による作業励行のみでは信用出来ない。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1297

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (貢献度)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
安定型産業廃棄物立地について、地元への貢献度は皆無と考える。企業のみ潤い、地元住民は精神的にも物理的にも苦痛を伴うのみである。 子々孫々恒久的に責任を持てない企業は進出すべきではない。	
理由 (必須)	
地元メリットの無い企業はいらない。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1298

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
腹部川の水質が汚染されるおそれがないか 返事があるか 将来にも言えるか	
理由 (必須)	
反事 のべるからあかし	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1299

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 伊賀市上水道の審査会が反対したら 事業を中止しますか、	
理由 (必須)	大山田の水を守る

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1300